

地方公共団体からの寄附について

令和3年4月2日

国立大学法人愛媛大学長

仁科 弘重

以下のとおり地方公共団体から寄附を受領しましたので公表します。

1 寄附者

西条市

2 寄附の金額

500,000円

3 寄附の内容

令和2年度愛媛大学主催「子ども安全管理士講座」の運営経費

4 寄附に至った経緯

西条市「子ども安全管理士講座」については、愛媛大学と西条市の地域連携協定に基づき、法文学部戦略経費による令和元年度のパイロット版講座の開講を経て、令和2年度から毎年継続して本格開催する運びとなった。

この間の西条市側との協議に際しては、地域協働センター西条センター長／羽藤堅治教授、副センター長／松本賢哉教授、並びに社会連携推進機構 地域専門人材育成・リカレント教育支援センター／センター長の治多伸介教授による御助言と御助力を賜った次第である。

上記の経緯に伴い、西条市側から、令和2年度愛媛大学主催「子ども安全管理士講座」の運営経費として、「50万円」を寄付する旨のお申し出をいただいた。本件寄付金の扱いについては、治多センター長、羽藤センター長、松本副センター長ともご相談の上、講座開講の担当責任者である法文学部・小佐井が受領する形をとることとし、所定の受領手続を行ったものである。

本件寄付金の使途としては、令和2年度の講座開催(令和3年3月7日開催予定)に必要な運営経費(主として学外講師委嘱者への謝金支払)に充当するほか、残額分を令和3年度以降の講座運営経費に充当予定である(このことについては寄付受領時に西条市側の了解を得ている)。